**平成２５年（フ）第２９５号**
愛知県稲沢市正明寺１丁目14―20、住民票上の住所愛知県稲沢市祖父江町三丸渕西流４番地４　招和荘４
債務者　渡邊　勝幸
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第４１号**
愛知県春日井市稲口町３―５―19、住民票上の住所愛知県春日井市如意申町３丁目７番地20
債務者　片岡　照幸
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第１６号**
三重県伊勢市村松町1770番地２
債務者　田端　敏子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２５年（フ）第９０８号**
大阪府松原市天美南５丁目22番５号
債務者　辻田　貴久
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５９号**
北海道旭川市東旭川町日ノ出220番地の２
債務者　大橋　敏弘
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５０号**
佐賀県佐賀市光１丁目１番14―206号　キープビル西棟
債務者　西村　俊英
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小畑雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第８２号**
宮崎市東宮１丁目120番地２
債務者　岡嶋　里香
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川谷慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第４８１号**
岐阜市東鶉１丁目50番地１　メジャーワン502号室
債務者　坂下　　舞
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安重　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第２２号**
岐阜県各務原市蘇原中央町４丁目１番地36　シャルムしらとり101
債務者　伊藤　一隆
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２６年（フ）第７６号**
愛知県岡崎市福岡町字毘沙門20番地１　パレットパル203、前住所愛知県岡崎市西蔵前町字峠64番地５
債務者　土井　道春
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２１号**
三重県鳥羽市鳥羽５丁目10番21号
債務者　杉山　　昇
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第１８５２号**
住民票上の住所札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―404号
債務者　三浦　桂子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２５０７号**
札幌市東区北23条東６丁目１番10―101号
債務者　新出　徹也
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２５３号**
札幌市手稲区新発寒５条２丁目２番30―103号
債務者　小川　正二
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３０８号**
札幌市豊平区月寒東１条17丁目１番35―210号
債務者　沖西　莉紗（旧姓綾部）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３２８号**
札幌市西区西野６条６丁目１番６号　ハイツ阿部202号
債務者　高橋　　遼
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３６８号**
札幌市東区北23条東15丁目１番６―203号
債務者　小林　雅則
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部